

平成30年度

第11回 佐々町農業委員会総会議事録

平成31年2月22日（金）

佐々町農業委員会

平成31年2月 第11回 佐々町農業委員会総会議事録

1. 招集年月日 平成31年2月22日(金)午後1時30分

2. 招集場所 佐々町役場 3階第1会議室

3. 開 会 平成31年2月22日(金)午後1時30分

4. 出席委員 (18名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
1	藤永 九市 君	2	吉野 裕 君	3	濱野 努 君
4	藤永 茂 君	5	築城 武美 君	6	井手 俊博 君
7	和田 貞子 君	8	池田 邦義 君	9	濱野 卓也 君
10	山下 夕見子君	11	寶持 雅祥 君	12	吉永 勝彦 君
13	坂口 隆英 君	推進委員	森田 謙介 君	推進委員	林 勇作 君
推進委員	湯村 速雄 君	推進委員	筒井 浩一 君	推進委員	大瀬 敏幸 君

5. 欠席委員 (0名)

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名

6. 職務のための出席者職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名	職 名	氏 名
事務局長	金子 剛 君	書記	上野 靖一郎君		

7. 議事録署名委員

議席番号	氏 名	議席番号	氏 名	議席番号	氏 名
3	濱野 努 君	5	築城 武美君		

8. 本日の会議に付した案件

(1) 会長挨拶

(2) 議事録署名委員の指名

(3) 報告事項

報告第1号 第5回ながさき女性農業者の集いについて

報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書について(2件)

報告第3号 農地改良等届出書について

報告第4号 農地転用制限の例外規定に係る届出書について

(4) 審議事項

第39号議案 あっせん申出書について

(5) 協議事項

佐々町新構造改善加速化支援事業について(産業経済課説明)

(6) その他

①農地利用最適化推進会議(全体会)の日程について

②4月定例会の日程について

③その他

事務局長(金子 剛君)事務局長。皆さん、こんにちは。時間定刻となりましたので、只今から平成30年度 第11回 佐々町農業委員会総会を開会いたします。開会にあたりまして、藤永会長よりご挨拶をお願いいたします。

会長(藤永 九市君)皆さん、こんにちは。一言ご挨拶申し上げます。一気に春の様な気配を感じるこの頃でございますが、本日ここに 第11回 佐々町農業委員会総会のご案内申し上げましたところ、全員のご出席の中で開会できます事を心から感謝申し上げます。協議事項の中で新規就農者に関しての事業等の重要な案件がございます。これにつきましては産業経済課からみえて説明と報告がありますのでこれに基づいて審議をいただくようなかたちになると思いますが、是非とも皆さま方の前向きなご意見等をいただければと思っております。報告事項が4件ありますが、関わった皆さまにつきましては報告をよろしく申し上げます。簡単ですが開会の挨拶と

させていただきます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。ありがとうございました。本日の出席農業委員は13名で全員出席でございます。推進委員も5名で全員出席でございます。それから委員は、定足数に達していますので、総会は成立していることをご報告いたします。佐々町農業委員会総会会議規則第6条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を藤永会長にお願いいたします。

議長（藤永 九市君）それでは議長を務めさせていただきます。案件につきましては、佐々町農業委員会総会会議規則第3条により、付議事項はあらかじめ通知しておりますのでこの日程でよろしいでしょうか。

（ 「異議なし」の声あり ） それでは、これより議事に入ります。まず、日程（2）の議事録署名委員の指名を行います。佐々町農業委員会総会会議規則第27条の規定に基づき議長が定める事となっておりますので、議席番号3番 濱野努委員、議席番号5番 築城武美委員を指名しますので、よろしくお願ひします。以上で、日程（2）を終わります。次に、日程（3）報告事項に入りたいとおもいます。報告事項第1号・第5回ながさき女性農業者の集いについて報告をお願いします。

委員（和田 貞子君）2月5日に金子局長さん、山下委員さん、私と3人で出席してきました。まず高光りょうすけ先生の講演がありその後3名の方の事例発表があったわけですが、まず雲仙市の〇〇さんという方は酪農を経営されていて独自にオリジナルチーズのブランド力を付けられていて日本全国自ら率先して販売に出向いておられて大変アクティブな方でした。2人目の長崎市の〇〇さんという方は地域のリーダーとなられ直売所など率先して経営に携わられて地域活性化の一躍を担っておられる方でした。3人目の長与町の〇〇さんという方は就農3年目の若いお嫁さんで5年後の自分の家の経営のビジョンを策定されていてそれが実現されれば大変すばらしい事だと思って聞いてまいりました。3名の方はいずれも実践されているお言葉でしたので大変勉強になりました。高光先生の感動する力を改め自分も感じてそれに比べて自分毎日ぼーっと生きているなあと身につまされる思いで帰ってきました。以上です。

議長（藤永 九市君）ありがとうございました。出席をされました、和田委員さんと山下委員さん、事務局長も出席を頂いておりますが、和田貞子委員さんから報告を頂いた訳で、これにつきましては今日の新聞に出ていました、ながさき女性農業者の集いをいう事で発表意見交換と載っていました。和田さんの報告に基づいて何か補足がございましたらどうぞ。

10番(山下 夕見子)10番、私も感心して帰ってきました、高光りょうすけ先生の感動をしろということで感動のシャワーを浴びなさいとかおっしゃっていました。私達もこの話に感動してきました。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。皆さま方からこれにつきましてご質問ございましたらお受けしますがいかがでしょうか。無いようでしたら第1号の報告事項はこれで終わらせていただきます。この様な会において非常に有意義な集いであったと思いますが今後女性お二人の活躍をお祈り申し上げる次第です。次に報告第2号の農地法第18条第6項の規定による通知書について事務局長より説明を求めます。

事務局長(金子 剛君)事務局長。それでは3ページをお願いいたします。朗読説明いたします。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知書、まず1番の賃貸借の当事者の氏名でございます。賃貸人 佐々町小浦免〇〇氏、賃借人 佐々町羽須和免〇〇氏、土地の所在佐々町須崎免下須崎533番、地目台帳現況共に田、面積が4,069㎡。次に5番の賃貸借の解約の申入れをした日でございますが、平成31年2月12日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日、平成31年2月12日、6番の土地の引渡し期間、平成31年2月28日でございます。この合意解約につきましては中間管理ではございません。一般の合意解約でございます。一旦〇〇さんが借人を辞められまして、次もう決まっているという状況です。これを中間管理機構の方に推進をしたいと思っております。次4ページに農地賃貸借契約合意解約書、5ページに各筆明細書を添付いたしております。以上でございます。

議長(藤永 九市君)只今報告第2号の説明がおわりました。これについて何か皆さま方のご質問意見はございませんか。(なし)

事務局長(金子 剛君)次に6ページをお願いいたします。これも報告第2号でございます。農地法第18条第6項の規定による通知書、1番賃貸借の当事者の氏名でございます。賃貸人 佐々町小浦免〇〇氏、賃借人 佐々町須崎免〇〇氏、土地の所在佐々町沖田免字矩ノ手233-2、地目台帳現況共に田、面積923㎡のうち750㎡でございます。賃貸借の解約の申入れをした日平成31年2月12日、賃貸借の合意解約の合意が成立した日平成31年2月12日、土地の引渡し期間平成31年5月9日でございます。この件につきましては中間管理事業に伴う合意解約となっております。7ページに農地賃貸借契約合意解約書、8ページに各筆明細書を添付いたしております。以上でございます。

議長(藤永 九市君)ありがとうございました。報告第2号について質問ございましたらお受けしたいと思っております。

8番（池田邦義君）8番。事務局にお尋ねします。合意解約が2月12日になっていますけど、中間管理機構で設定になっていますけどこれがまた5月1日、2月12日から5月1日の期間は空白になりますか。

議長（藤永 九市君）事務局長。

事務局長（金子 剛君）合意解約が成立した日は2月12日になっていますけど、この土地の引渡し期間6番のここで5月9日になっていますので。

8番（池田邦義君）合意解約してからの5月9日までの間は何かあるんですか。合意解約したその12日に土地の引渡しをできるんじゃないかとその辺はどんなですか。もしこれが2月12日に合意解約して5月9日まで結局引渡し期間まで何もできないってことでしょ。合意解約したら次借りる人が中間管理機構であっても次借りる人が何もできないです、結局触れないということですよ。5月といたら田植えの準備です。その辺の説明をお願いしたいということです。

議長（藤永 九市君）ただ今の質問の意味が皆さまお分かりだと思います。空白期間ができるけれどもその期間どうするかということですけど、ちょっと暫時休憩をしたいと思います。それで事務局長まとめてみましょうか。

（休 憩 午後1時45分）

（会議再開 午後1時50分）

議長（藤永 九市君）会を再開させていただきます。ただ今の件につきましては解約から機構との関係もあって空白はどうなるのかというご質問でございましたけど様式あるいは通知上ではこのような形になりますが、現実的にはそれなりの作業にも入っても問題ないと思います。この件について事務局長いかがですか。ご理解いただけましたでしょうか。（はいの声）はい、ありがとうございました。他に報告第2号について質問ございませんか。ないようでございますのでこの件につきましては終わらせていただきたいと思います。次に報告第3号に移ります。報告第3号農地改良等届出書についてこれを議題といたします。事務局長おねがいます。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の9ページをお願いします。朗読説明いたします。報告第3号農地改良等届出書、届出人住所佐々町平野免〇〇氏、下記のとおり農地改良のため農地埋立てをしたいので届出ますとのこと。土地の所在口石免字弓田地番2筆ございまして46-1と44-1でございます。地目登記簿現況、登記簿が畑、現況が原野でございます。面積46-1が652㎡、44-1が271㎡、利用状況が放牧地でございます。所有者の氏名〇〇氏、耕作者の氏名も同様です。農地改良等を必要とする理由、農作業の効率化、工事の期間平成31年3月1日

から平成32年12月末まで施工者につきましては個人で行うということで〇〇さんが自ら工事をされるということです。工事の概要でございますが、埋立てに用いる土その他の材料といたしまして基礎部分の種類が礫混り土、採取場所が場内ということです。量につきましては切土と盛土ともに250m³程度埋立ての高さが切土2m 盛土が1.8mでございます。表土部分と種類については耕作土 採取場所は場内ということです。採取の量につきましては90m³程度ということでございます。5番の被害防除対策でございますが隣接地は〇〇さんの自己所有である為被害の恐れはないと、それから工事完了後の作付計画に関しましては飼料作物の予定をされております。場所につきましては木場の〇〇さんのご自宅、前回の〇〇さんの牛舎の上の所です。上の所が今回の現場となっております。15ページをお願いいたします。ここにちょっと図面を書いておりますが、赤く網目になったところが今回の申請地でございます。真ん中に47-1がございますがこの高さのレベルに合わせるということです。それから49番です。上の49番ここも同じ高さに合わせるということです。それから50番地も同じ高さに合わせまして飼料作物を作りたいということで今回申請があがっております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、事務局からの説明が終わりました。地元員として現地確認をなさると思っておりますけれどもよろしく申し上げます。

6番（井手 俊博君）6番。只今事務局より説明があったとおりでございます。2月18日15時より申請人の〇〇さん、藤永会長、藤永茂委員、私、事務局の5名で立会いを行っております。15ページをお願いします。赤枠の所が申請の土地になります。44-1と46-1の一部を47-1の高さに合わせて改良の予定です。46-1の一部と49の高さに合わせて改良する予定です。46-1の一部と50の高さを同じ高さにする改良工事です。埋立ての高さとしては1.8mが盛土となっております。よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。只今、補足説明を頂いたようでございますけど、お話のように私と南部班長であります藤永茂委員と同じ日に現地確認をいたしております。これにつきましては先の15日の五役会の時にも事前協議をした中でも雨水排水等が気になるからと意見が出ておりましたから私と南部班長と立ち会った次第であります。報告のとおりその点につきまして私から申し上げますと、次の案件にも関連してきますけれども従来どおりの推計であって問題はないという事は確認をしたような次第であって、次の案件に入ってから合わせて牛舎の件について出ておりますので後追って皆様からの質問をお受けしながら答えていきたいなと思っております。よろしく申し上げます。これについて皆

さん如何でしょうか。ご質問ございませんでしょうか。おわかり頂けたでしょうか。それでは第3号につきましては報告を終わらせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。次に、報告第4号に移ります。農地転用制限の例外規定に係る届出書についてという事で、事務局からの説明をお願いします。

事務局長（金子 剛君）事務局長。資料の16ページをお願いします。報告第4号農地転用制限の例外規定に係る届出書 届出人〇〇氏、この方は〇〇さんのお父様でございます。農地法第4条第1項第8号の規定（則第5条）に基づき下記のとおり農地を転用したいので届出ますという事でございます。届出人 佐々町平野免〇〇氏、職業 農業、土地の所在 口石免字弓田51-1、地目台帳（田）現況（畑）、面積 934㎡、このうち例外規定の上限面積であります200㎡以内という事で今回190㎡、利用状況が畑、耕作者が〇〇氏、転用の計画につきましては家畜の飼育という事で牛舎の建築の予定をされております。1棟の建築面積が190㎡、工期につきましては平成31年3月1日から平成34年3月末まで予定をされております。場所につきましては先ほどの改良と一緒に場所になります。23ページをお願いいたします。23ページでこの長方形に赤く囲まれたところが牛舎を建てられる予定となっておりますけれども、この赤で塗りつぶしたところが申請地でございます。ここに190㎡牛舎がかかってくるという事で今回例外規定の届け出がされているという事でございます。この赤枠の所49になっているところは田と書いてございますけど、ここは平成15年に農地転用がされております。21ページにその時の許可書と許可申請書を添付いたしておりましてここは堆肥舎でして転用がされております。なのでここは地目変更をされてないという事で実際の課税はその他の雑という事で課税をされております。なのでここは農地でないという事です。なので申請はあげていないという状況でございます。この堆肥舎は今現に建っておりませんが、24ページをご覧ください。

航空写真をつけておりますけど、青枠が堆肥舎のところですが、その上が51-1でこの一部にかかってくるんですけど、この49のところでは堆肥舎は建っていないんですが、その当時平成11年に家畜排せつ物管理の適正化及び利用の促進に関する法律に伴う処置という事で改定があつている訳です。この時の法として、堆肥舎は建てなくても下にコンクリート張りをしてシートを敷けばそれでみなしますよという事で、現況は建っていませんが農地転用としては成立しているという状況でございます。それで牛舎がちょうど49の半分の所までかかるという状況です。延長は54mでございます。54mで51-1のところに何度も言いますが190㎡牛舎がかかってくるというような状況でございます。雨水と排水と家畜の糞尿について

は、わらを敷いて蒸発させるというような今のやり方でございます。雨水につきましては23ページの字図で見ていただきたいのですが一番左上の所にちょうど真ん中に細くはしっています、水って書いてありますけどここに川がはしっております、この川の方に51-1の方は雨水が流れ込むということです。下の末端には平田溜池の方に繋がっております。それからもう一つの雨水の排水についてはちょうど字図の真ん中に46-2のルートがまた川がはしっておりますこちらに雨水の方は流すということです。こちらの流末においては木場の五島田溜池に繋がっているという状況でございます。今回現場を確認いたしまして問題はないだろうという事で事務局としては判断させていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、事務局からの説明が終わりました。引き続き6番委員補足ございますか。

6番（井手 俊博君）6番。只今事務局より説明があったとおりでございます。こちらも先ほどと同じく2月18日の15時より立会いを行っております。23ページの51-1の赤く塗りつぶしたところになります。ここの部分に牛舎の一部がかかってきます。面積については190㎡でありますので200㎡以内という事で今回申請があがっております。今回の農地改良届と例外規定届の被害防除計画につきましては隣接地が自己所有地である為被害の恐れはないと思います。よろしく願います。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。先程から申し上げておりますように南部班長にも同席していただいたんですけど、南部班長、何かございせんか。

4番（藤永 茂君）4番。私も先ほど井手委員から説明がありましたとおり一緒に立会って確認させていただきました。私の方も畜産農家をしておりますので心配な部分もありましたけど特に問題はないかなと思いました。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。それぞれ報告終わりましたが、皆さま方これにつきましてご質問ご意見ございましたらお受けしたいと思います。何かございせんか。

16番（林 勇作君）16番。先程の事務局長の話でだいたい説明分かったんですけど、私は平田溜池の関係者でございますので一言お尋ねしたいんですが、昔から平田溜池は住宅の雨水は流さないという事で決まりがあったんですが、今は上下水道が完備されてからそういった問題はないと思いますが、〇〇さんの件につきましては先ほど言われましたように牛舎内はきちんとするから大丈夫だとなっておりますけど、雨水が平田溜池あるいは五島田の方に流れるという事であればそちらの方の許可じ

やないですけど相談をしていた方が良いんじゃないかと思えますけどいかがでしょうか。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。この件につきまして事務局長どんなですか。

事務局（金子 剛君）事務局。その溜池の代表者がいらっしゃるんですか。その代表の方に五島田溜池と平田溜池の相談を事務局の方からするようにいたします。ただ、もう上に牛舎があるんですけどご存じのとおり〇〇さんの牛舎が上にあるじゃないですか堆肥舎と。そこは元々そういった雨水はそちらの方に流れているものですから今までとおりでという事で判断をさせていただいているんですけど。

議長（藤永 九市君）はい、16番。それでよろしいでしょうか。

16番（林 勇作君）はい、良いです。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。

16番（林 勇作君）案内だけはしていた方が良くと思います。

議長（藤永 九市君）はい、わかりました。

8番（池田 邦義君）8番。これ私全く素人なんですけど、藤永茂さんに聞きたいんですけど、牛舎の建て方によっては汚水を敷料で吸収して汚水は蒸発させるって言われますけど、そういうのは建て方次第では雨の降り込みとかそういうのは雨水と一緒に流れる可能性はないんですか。そこら辺ちょっとお聞きしたいです。

議長（藤永 九市君）はい、4番委員さんに質問です。

4番（藤永 茂君）4番。今質問がありましたように牛舎の建て方としましては建物内の方で敷料を敷いて乾かせば許可が出るというかたちの牛舎に今できております。敷料とそれから今新しく建てられたところでは扇風機などを使って堆肥舎内を乾かして乾いた敷料を自分が耕作している畑に持って行ってかき込んで肥料にするというような方法を畜産課はやっております。全く周りに害がないかと言われたら全くと断言できませんがそういった方法ですれば良いとの事で畜産の方からの説明は受けております。

8番（池田 邦義君）ありがとうございます。

議長（藤永 九市君）はい、4番委員さんありがとうございます。そういう事で8番委員さんよろしいでしょうか。

事務局（金子 剛君）事務局長。先程の堆肥舎の件なんですけど、ここは今当然堆肥舎屋根とかついてないんですが平成11年当初はこのやり方で良かったらしいんですけど今現状は10頭以上であればコンクリートを引いて屋根をかぶせなさいというふうになっているそうです。県の方に確認いたしております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。他にこの件についてありませんか
（私語あり）

事務局（金子 剛君）事務局長。例外規定に書いてある番号と同じなんですけど、これ〇
〇さんの番号になります。（私語あり）

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。他にございませぬか。無いようでご
ざいますので報告第4号につきましてもこれで報告終わらせていただきたいと思いますと思
います。どうもありがとうございます。それでは次に日程（4）の審議事項に入らせて
いただきます。第39号議案あっせん申出書についてこれを議題といたします。
事務局から説明を求めます。

事務局（金子 剛君）事務局。資料の28ページをお願いいたします。第39号議案でご
ざいます。今回あっせんの申出書という事で申出書が出ているんですけど、日付が
四角枠の下に書いてございますが、平成30年4月16日付けで4月の総会であっ
せん委員さんを決めているという状況です。あっせん委員さんが大瀬委員と濱野卓
也委員がもうすでに決まっているという状況です。なぜ今回載せましたとか言いま
すとまた今月あっせんで売買をしたいという事が出たわけです。なので今回4月の
分のあっせんの申出書を付けさせていただいております。場所は次の29ページを
お願いいたします。ちょうど北部体育館がございすけどナフコ

の先の、北部体育館のちょうど裏手になりますが神田の田原です、22-1と23
-1ここを今あっせんでお願いできないだろうかという事が出ているんですけど耕
作者は実際〇〇さん自から作っていらっしやており、貸したりもされていないんで
す。ただもう体調が悪いという事で今現に作っていらっしやらないというのが現況
でございます。中々あっせん委員の方が努力はされているんですけどまだ今見つか
っていないという状況であります。あっせん委員さんの方から4月にあっせん委員
が決まっていますので4月から今までの間の状況と言いますかその方を教えていた
だければなというふうに思っております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、事務局からの説明がございました。ご存じのとおり4月の総
会の折にこの事項はあがっております。そのままの状況にあるようでございます。
従ってこれまでの状況報告をどちらかあっせん委員さんからお願いしたいと思いますと思
います。

9番（濱野 卓也君）9番。昨年4月にあっせんの申し出がありまして、今まだ買い手の
方が見つかっておりません。引き続き買い手の方を探しております。以上です。

19番（大瀬 敏幸君）前の年に〇〇さんとは古くからの友人でありお話に行ったんで
すけど、どうしても体の調子が悪く農業はできないという事でもう農業機械とか等

も全部処分してあります。それで中間管理機構をとおして貸し借りはできないのかと言ったらなるべくなら売りたいという事を言われましたので、そうですかという事でその時は帰ってまいりました。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。あっせん委員のお二人から状況報告を頂いた訳でありますけど中々見つからないという状況下にあります。これそのままにしておくこともできませんので、また引き続きお二人でご尽力いただいて買い手を見つけていただきたいと思いますと思いますけどいかがでしょうか。

事務局（金子 剛君）事務局長。今回のあっせんと言いますか今までのあっせんについては農業経営基盤強化促進法によります800万控除の分で特例と言いますか登録免許税とかそういったものの免除がある分ですとあっせんはされていたんですけど、今回見つければそれでも登記はできるんですけど、買い手の方については基本認定農業者等となっていて、誰でもがあっせんでは買えることではありません。それ以外であれば農地法第3条申請となりますのでよろしくをお願いします。

議長（藤永 九市君）ただ今の事務局長の説明でご理解いただけたかと思っておりますけど、（私語あり）申し上げましたように大瀬委員さんと濱野卓也委員さん引き続きあっせん委員として是非ともご尽力をいただきたいと思いますのでよろしくお願いたいと思っております。（私語あり）

4番（藤永 茂君）4番。今ありましたけど我々の地区でも基盤整備の田んぼがこういうふうにしてあっせんにかけるという事例もありました。認定農業者の方々に相談をしましたけれどなかなか折り合いがつかなくて駄目なケースが出ておりました。そういったときは認定農業者以下、地区の方々、専業農家、農家に対して希望のある方にはついてはあっせんというかたちでもっていてもいいものかという事をお尋ねしたいと思います。それと基盤整備はどのくらいの単価で佐々町内は売買できるものなのかなと参考意見をお聞きできればと思います。

事務局（金子 剛君）事務局長。あっせんは先ほども言いましたとおり、基本は認定農業者等というかたちで考えてもらっていた方が良くと思います。単価等はそこの固定資産の評価額を確認してから決めるというような状態で持っていきたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。これにつきまして他にございませんか。無いようでしたら申し上げましたように引き続きあっせん委員さんに濱野卓也委員さんと大瀬委員さんをお願いする事としましてこの案件につきましては報告事項終わらせていただきたいと思いますと思いますがそれでよろしいでしょうか。よろしくをお願いします。それでは審議事項を終わらせていただきたいと思います。次に

いきたいと思いますけど協議事項が（５）番目でございますけど産業経済課の方からちょっと時間的に遅くなるような気がしますので日程（６）の方から進めさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いします。

事務局（金子 剛君）事務局長。その他の①でございます。農地利用最適化推進会議（全体会）の日程でございますけど、これは今年度計画しておりました第２回目の全体会をお手元の資料に１枚ペーパーで置いていると思うんですが、３月１１日、月曜日１９時から別館の会議室の方で開催をしたいというふうに思っております。内容につきましては６月に最適化アンケート調査を皆様にご提供いただいた分の今事務局の方で分析と言いますか結果を出しているという状況でして、この内容を中心に話し合いをしたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。それから②の定例会の日程でございますが、今現在２ヶ月先まで日程を決めていると思うんですけど、これをもう１ヶ月先まで変更したいと思っております。なので今回４月と書いておりますけど来月の３月まで、３月の日程は３月２７日、そちらの第２会議室で、ここがちょっと選挙の準備とか色々確定申告とか諸々で部屋が空いてないものですから、３月２７日に開催をしたいというふうに思っております。時間は１３時３０分からです。五役会は予定では３月１８日に予定をさせていただいております。以上でございます。

議長（藤永 九市君）はい、そういう事です。これについて何かご質問がございましたら。（私語あり）何もないようですのでこの日程で決めていきたいと思っておりますので皆さまご了解を頂きたいと思っております。ありがとうございます。それでは（６）番の日程につきましては終わらせていただきます。日程（５）の協議事項に戻らせていただきたいと思います。只今、産業経済課課長がみえました。それから上野係長もおりますので、佐々町新構造改善加速化支援事業についてという事で担当の方から説明を求めたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

産業経済課課長（藤永君）皆さん、こんにちは。産業経済課の藤永ですけど、お忙しい中このような場を設けていただきましてありがとうございます。実は産業経済課の方で来年度の事業に向けまして予算の検討をしているところですけど、現在新規の農業経営に向けて話を進めているところが、ございますがその為の予算における検討として今回協議事項の方にあげさせていただいておりますけど、佐々町新構造改善加速化支援事業、こちらについて現在考えを進めているところなんですけど今回皆さまのご意見を伺いたくてこのような場を設けさせていただいているところです。それでは資料の方をご覧いただいて説明の方をさせていただこうと思っております。資料の方がお手元の方にあると思っておりますけど、まずこちらの事業の説明に入

ります前に大きな流れの説明をさせていただきたいと思います。1枚目にあります農業経営基盤強化促進法の体系、こちらの方を見ていただければと思いますけど、まずこの中で農業経営基盤強化促進法、国の法がございしますが、その内容につきましては農業の健全な発展に寄与することを目的というかたちで効率的かつ安定的な農業経営を育成するとそれと農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確立するという大きな話があります。その中におきまして市町村が経営改善に取り組む農業者の農業改善計画を認定すると農用地の利用の集積を行うこのような大きな内容になっております。その下の実施されているところを見ていただければと思いますけど、まず一番上に農業経営基盤強化促進法がございしますが、それを元に県の方では農業経営基盤強化促進基本方針というのが定められますけど、それに従いまして次の市町村におきまして農業経営基盤強化促進基本構想がございします。こちらの方で計画の方をあげていきますけどその内容としまして、その表にございします左側にございします表の認

定農業者制度と認定新規就農者制度、こちらの内容が記載されている分になります。この中につきましてどういった形を進めていくのかというのを基本構想の方でうたいますので、その中で両制度につきまして検討していくというかたちになるものでございします。それでまず新規就農者につきましてはその認定新規就農者制度というのがございまして、その部分でまず市町村による青年等の就農計画の認定という作業がでできます。ですから新規就農者の方が出られましたらまずその計画の方を策定されて、それをあげていただくという流れになります。それを認定していく形になりますけどそこにつきましては農業委員会と農協さんと計画の方の意見の方を聞いて認定をしていくという手はずになりますけど、まずその認定というのが一番最初にきますけど、それを認定することで新規就農者の方が今後どういうふうに計画をしていくのかというのをしっかり見て、それに従いまして皆さんの協力をいただきながら農地を集めたりとかというかたちで農業の経営がしっかりできるように進めていくという流れになっております。まず計画の認定をしてそこに町からの関わり、農業委員会からの関わり農協さんの関わりというのが入ってくると同時に公庫資金の借入れというの、この計画が認定された後に受けれるような仕組みになっているという事になります。補足ですけど基本構想、基本方針の中で農業委員会の方でも農地利用の集積の関係の流れの部分がここにうたってある分で皆さんの活動をしていただくという話になっているところです。続きまして資料をめくっていただきましたところに表題としまして佐々町新構造改善加速化支援事業についてというふうに資料をあげております。今回新規就農者を予定しているところなんで

すけど今現在進めている方で2名の方がいらっしゃるんですけど、その方を今回新規就農にあたる部分の施設の整備等が必要になるところで、何か事業を使ってできないかと考えたところ県の事業がございまして、それが同じような名称になりますけど、そちらの事業を使って佐々町もそれに乗ったかたちで事業の方ができないかというかたちでこの支援事業の方を進めていこうかというふうに考えているところです。こちらの県の事業でございまして県の二分の一の事業になっておりまして、それを使うにあたりましては町の方も負担をしないとその事業の方に組みめないという事もございまして町の方ももちろん負担をしながらこの事業の方に乗っていかねばというかたちで考えているところになります。まず、この事業の目的の方になりますけど佐々町内で新たに園芸ハウス等の施設の整備を行う為に必要な経費、こちらにつきましては補助をすることで農業所得の控除及び担い手の確保育成を図るというかたちで農業進行に進めていきたいという考えの部分になります。概要としましては、町内の認定農業者等に新たに園芸ハウス等の施設整備、国県の事業を活用しながら補助を得ながら設備等の経費の一部を負担しまして安定的な農業経営を推進するというかたちのものになります。対象経費としましては、園芸ハウス生産管理施設共同利用組合等の施設整備に要する経費というかたちになっております。対象者ですけどこちらは認定新規就農者及び認定新規就農者の組織する団体というかたちの方で、採択基準につきましては国県の補助基準というのがございますのでそちらに該当するものを対象とするかたちをとっております。補助率になりますけど、事業費の五分の一以内としまして上限を国県の補助金額と同額までとするというかたちにしております。まず県の補助事業の方なんですけど県の補助事業自体がまず事業費の二分の一、上限が1,000万までというかたちになっております。それを使うにあたりまして町とすれば十分の一以上を補助しないとその事業に入れないというかたちになっていまして、次の先ほど説明しました資料の裏側を見ていただければと思いますけど、県内のその事業に対します補助の考え方というかたちで補助率をどうされているかというところを資料にしたものでございませぬ。新構造改善加速化支援事業にかかる各市町の上乗せ状況というふうにしておりますけど、その一番右端の所を見ていただければ助成係数というかたちであげていますけど基本的には1/10以上というかたちになっておりまして、殆どが1/10というかたちで数字があろうと思います。それ以外のところで言いますと平戸市さん佐世保市さん小値賀町さん後一番下の対馬市さん、こちらにつきましては1/10以上の補助率をあげていらっしゃいます。やはり県北の方は佐世保市さん小値賀町さん平戸市さんございまして補助率が高いということもありますし近隣

のところでは佐世保市さんになりますけど、そちらの補助率もやはり高いという事もありまして町としては1/10ではなくてそれを同じようなかたちの2/10、1/5というかたちのところで補助をする事でどうかというかたちで考えておりまして補助率の方は1/5以内というかたちでの率を出させていたでいるというかたちになります。現在、その新規の農業者の方が今2名という事でお話をしましたけれど今回事業費をあげてるかたちで今具体的に計画を進めているところは1軒の農家さんになっております。そこの事業費を見ていただきますと新規就農者という事で作目がミニトマト、ハウスが10aという事で行っておりますけど機械の方は炭酸ガス発生装置や環境測定器、自動換気装置などが入っているというものになります。事業費としましては3,520万になっておりますけど、そのうち県の補助が1/2以内で上限が1,000万との事での1,000万、町補助の分が3,250万の1/5で650万で自己負担が残りというかたちになりますので結果1,600万が自己負担というかたちになります。こういったかたちの数字になりますけどこの事業に取り組みまして農業者の負担を軽減させたかたちで新たに農業をするにあたって、できるんじゃないかというかたちで現在進めているところです。あと、要項の方と後ろにあげておりますけど、見やすいところで言いますと5ページのところに別表を載せております。こちらをご参考いただければと思いますけど、事業のメニューとしましては次世代の担い手確保育成支援事業そういったメニューで事業内容の方が意欲を持った新規就農者の就農等に必要な設備等に対する支援というかたちで対象者の方を認定新規就農者、又はその組織する団体というかたちにさせていただいていると、補助率が国県の基準による上は補助対象事業費の五分之一以内というかたちで考えているものになります。そこの事業の内容につきまして次のページの所でA3の表になりますけどこちらの方で示しをしております。実際経営にあたりましてはこういったかたちで就農計画をたてる、たてると言いますか今計画をする中ではこういった計画になってますというのを表にしたものですけど、一応3枚あると思いますが、まず一番表面につきましては全体の分の就農計画になりますけど残り2枚目3枚目というところを左上を見ていただきますと新設ハウスと中古ハウスというかたちで両方併用しながらしていただいて、一番表面の合計をしたところで計画の分の収支がこういったかたちになってますというのをお示ししているものになります。あと農家さんの概要につきましては上野係長の方から説明をさせていただきますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

産業経済課（上野君）表について説明させていただきます。尚、この表につきましては先ほども課長の方から話がありましたが、ミニトマト生産就農に目標に平成30年4

月から平成31年まで研修をされる予定でして、研修終了後、就農予定とされております。家族構成につきましては、ご主人と奥さんと後小さい子供さんがいらっしゃるって夫婦で就農を始めたいという事で計画をされております。尚、お二人とも農業関係の大学も出られてまして農業については詳しく知識もあられるという事と就農に対する熱意もあられるという事もありまして町として推進していければと思っております。それを踏まえてご説明をさせていただきます。あと数字がいっぱいありますので数字を掻い摘んでご説明をさせていただきたいと思っております。合計の一枚目の平成31年の欄でご説明をさせていただきたいと思っております。経営規模としましては新設ハウスと中古ハウスを合わせまして経営規模は20.6aということしております。生産量は14,830kgという事で14トン年間生産量という事で計算をしております。単価はキロ当たり550円、売上高を8,156,500円という事となっております。算出方法としましてはバラ一箱200円、2キロで1,100円の3パックを佐々の方と平戸の方と共同で佐世保の青果場の方に持っていくというかたちをとられるという事でルートの的には安定しているという事がございます。一回取れるあたりが平均で約100キロという事で一回の収穫で。それに単価550円をかけますと大体一回あたりの売上で55,000円の売り上げという事になります。1週間で3回ほど収穫をされますので55,000円の3回分という事で1週間あたり15万円の売り上げという事になります。1か月で計算しますと15万円の4週という事で60万円の売り上げという事になります。1年間100キロ取れたという仮定で計算しますと60万円の12か月で720万円売上というかたちになります。そういう計算になっております。後その下のその他の雑収入という事で225万円という事が書いてあります。これが次世代人材投資事業という事で国からの給付金という事になります。一人当たり150万円、奥様も追加すると半額の75万円が追加されて225万円の補助金がもらえるというかたちになります。これが通常5年間続くというかたちになります。合計で農業粗収入が10,406,500円という計算になっております。中段の方で農業経営費が経費でございますが11,005,773円が経費という事になります。主なものとして原材料費です。原材料費につきましては左側のH29S氏と書いてあるんですけど、今度新規就農者の方がされる形態とほぼ同じやり方という事がございますので面積案分により経費を算出してしております。続きまして修繕費につきましては新設ハウス分の1%、トラクター修繕費と中古ハウス修繕費を含めたところで計算をしております。減価償却費につきましてもハウスの金額と設計管理料と町の補助金と県の補助金を除いたものを8年で割ったものという事でそれを減価償却費として

あげております。出荷販売経費はH29H氏の実績に基づくものを面積割、雇用労賃につきましては平成31年から平成33年までは二人を雇用しまして平成34年にハウスを増設する際に1人雇用追加で三人雇用することで計画をたてられております。地代家賃その他につきましては実績とH29H氏の実績を元に算出しております。こちらを元に計算しますと初年度の農業所得につきましては▲599,273円という事になります。さらにそれから専従給与、奥様の給与で、それと家計費がかかりますのでそれを差し引きます。実際ひきますと次のその下に償還財源とありますが農業総所得599,273円から960,000円を差し引いてさらに家計費2,040,000円を差し引いた後 減価償却費をプラスしたものが償還財源という事になります。減価償却費というのは経費としてみますが、実際の支出としては行っておりません。それを足したものという事になります。差し引きで累積余剰がマイナスになりますがこれにつきましては先ほど青年就農基金で借入を行われますのでそれで対応されるという計算になっております。概要については以上です。融資につきましては12年の計画でされる予定です。以上で概要の説明を終わりたいと思います。あと最後のページでA4の用紙になりますがこれが補助額の試算を表したものです。H31年度新設ハウス9.6aで試算した場合町の補助金がどれだけになるかというのを試算しております。新設ハウスで試算した場合、町の補助金は事業費の1/5という事になりますので5,687,000円が町の負担というかたちになります。H34年に新設ハウスを増設する計画であります但其の際の町の補助金は事業費の1/5という事で4,146,000円を町が負担という事で考えております。その裏につきましては減価償却費関係の一覧で、詳細が載っておりますのでご覧いただきたいと思っております。以上で説明終わります。

議長（藤永 九市君）説明がありました。要は町の予算として多額な費用がございます。新規就農者の為にこれについて31年度の当初予算にあげて、これを補助して新規就農者を塞げたいというのが趣旨でございます、分かりやすく言いますと。従って事業説明と同時に具体的な説明もございましたけれど一応この件について農業委員会としての意見を求めたい、そしてできますならば意見を受け止めていただいて後押しというかそういうかたちをしてほしいというのが一つの大きな狙いであるわけでございます、この件について今説明を求めた中で皆さん方からの意見質問等をお伺いしながら農業委員会としてどういうふうに対応するかという事を皆さま方に協議をしてもらうという事でございます。これに先駆けまして私は補足しますと今月の12日に実は事務局長と私とそれからご本人の〇〇さん、ミニトマトの研修で入っておられます25歳の方本人にきていただきまして事前にどのような気持ちで

意欲を持っておられるかという事を含めながら事務局での方から今のような説明を頂きながら時間をとって話をお聞きした次第であります。その中で感じたのは本当に両方ともご夫婦農業系の大学を出て非常に熱心にそして本人そのものもこのミニトマトにかけて頑張りたいという意欲を持っておられます事を確認した訳ですけど、またそれに伴って研修受け入れの〇〇さんの方も会った時に聞きますと熱心であればと聞いております。そういう事も含めまして事前にそういうかたちをとらせていただきました。それにまた12日に引き続き15日に本日の総会に向けての五役会を行いましてその折に我々5人と産業経済課を含めまして事務局の方で再度説明を頂きまして五役会の方でもご検討いただいたわけであります。その結果、五役会の中でもこの事業内容それからいろんな説明をお伺いしながら新規就農については農業委員として当然就農者については支援をするというのは農業委員としての一つの方針でもありますから、これは全会一致で、五役会の折には支援をしたいという意向を示したわけでありましてそういう経過を踏まえて今日は総会を控えておりましたから皆さま方にお諮りをし、意見をまとめたいなという事で今日このようなかたちの中で今日の日程の中に協議事項として掲げさせていただいたような次第であります。だから急に皆さま方にこの様な話をしてもらったんですけど、そういう事でございますのでどうぞいろいろございますでしょうからご質問をいただきながら皆さまの意見を把握して方針を組みたいな、意見として農業委員会としての意見をひとつまとめたいなと思っておりますのでどうぞ皆さま方からお考えなり意見を拝聴したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

5番（築城 武美君）5番。趣旨等について大賛成でございます。農業委員会もこういう目的をもって活動しているところでもありますからそれについては大賛成するのですが、いまいち制度として分からない部分がありますのでいくらか質問します。まず交付金要綱とう案の他にこの文章を見ると、規則第4条の規定によるとか競争入札等の実施後にだとかという言葉が要綱の中に出てくるんですが、一つは規則第4条、例えば（申請書に添付すべき書類等）というところは規則第4というのは何の規則なのか、これだけでは明確でない。これは例えば認定新規就農者制度を定めた規則なのか条例なのか分かりませんが例えば先ほど一枚紙の中に第14条の4に基づく認定というところがあります。左側に、基本方針があつて佐々町の基本構想があつて左側にそういう事が書いてあるんですが、規則と言っている規則とは何のことなのか要綱の中の第4条と読み替えるのか、それから事業計画書等を申請するとする者は事業計画書とか収支予算書とかその他町長が必要と認める書類とか添付しなさいという事になっているこれはどこに、例えば選考委員会なるものがあつて認定を

していくよというふうにするのか誰の権限で誰を認定するのか明確にしていた方が
良いのではないかと。それから競争入札等の実施後に前項に規定する申立書の写し
を町に提出するとか、補助対象者は競争入札等の
実施後というところは、例えば新就者が3名も4名もいたら入札等があるのか又は
選考委員会で選別して落としていくのか、その辺が少し不明確ではないかなと
要綱のなかでは読み取れないという部分がありますので、そういうふうなところを
少し 裏を整理した方がいいのではないかとというふうな気がしておりますがいかが
でしょうか。

議長（藤永 九市君） 只今のご質問いかがですか。

産業経済課（上野君） まず、規則につきましてはここに載せておりませんが第2条の方
に中段からの記載でその交付については佐々町補助金等交付規則以下規則という
文言があります。補助金等交付規則に基づいて行うという意味でございます。
次に誰の権限で認定するのかという事でございます。これにつきましてはこの事業
については県の事業が上にかかっております。県の補助の規定に合致する者で
ないと県の補助がもらえず、またその県の要綱では町が1/10以上の自己負担を出さ
ないと県の補助金が交付できないという決まりになってます。ですので、その県の
決まりをクリアできれば町としてもクリアできるという認識で考えております。続
きまして競争入札について具体的な事でございますが、まず町もそうですが
やはり補助事業を使う際はやはり効率性は求められますし、安価で効率があるもの
を求められます。ですので、本人さんも入札については知識等も分からない部分も
あると思いますのでその部分につきましては町が助言をしながら適切な入札にでき
るように準備を進めていきたいと考えております。今の段階ではこのような事しか
申し上げられませんが、よろしく願いいたしたいと思っております。

5番（築城 武美君） 5番。入札制度による選考をするという事を考えているのですか。
そうじゃないんでしょ、現実には。例えば14行の4項で認定新規就農者制度に基づ
いて新規に農業を営もうとする方は元々対象として進めていきたいと思いますと言っ
てるんですね。中身は、そこにこの言葉の中に入札制度が出てくるのだから、あ
なた駄目よとなるのかどうかということはどうなんですか。

産業経済課（上野君） そこはあくまでも資材とか購入にかかる入札の事を定めておりま
して人を除外するという事のニュアンスではないと考えております。例えばハウスの
入札にあたって業者を何社か選定して入札にかけるという意味でございます。

（私語あり）

産業経済課課長（藤永君） 私の方からも説明をさせていただきたいと思っておりますけど、先
に述べました、ご質問いただきました第14条の4という部分につきましてはこ

ちらは農業経営基盤促進法 国の法になりますけどその法の中に載っています新規就農者の計画の認定と認定条項の分の内容が書かれている分になります。それとまた別になりますけど、もう一度ご説明しました佐々町新構造改善加速化支援事業費補助金の交付要綱こちら載せています分は、事業自体の実施にあたってこういった内容の分を進めるような内容になっております。その中で先ほど質問がありました競争入札というのは、その事業を実施するにあたってここで考えております施設の方ですけど例えばハウスを入れるという時になった場合は入札の方をかけるましてその部分でやはり安価なところでしっかり効率化ができるようなところを取り組むというかたちになりますので入札したところで業者を選定していくというような作業になるところを条件をつけたところになっております。ですので先ほどのおおもとの国の法と違ってこちらにつきましては事業の内容の説明をこの中でしているというところになりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（藤永 九市君）はい、また説明がございましたけど、その他皆さまございせんか。この事業につきまして聞いておきたいと分からない点、どうぞお願ひします。

産業経済課課長（藤永君）補足の方で説明をさせていただきたいと思ひます。今回このご説明をするに至った経緯なんですけど、まずその新規就農者の方がそこにいらっしやるという事でそれにつきまして何らかの補助ができないかというところで県の補助を使って行うというかたちを考えたところなんですけど、やはり町の方でどういった補助をするのかと考える場合、やはり近隣のところはどうかというところを見させてもらいます。そうした時に今回の補助率というところが出てくる場所なんですけど、やはり佐々町自体で今までこういった個人に対しての補助というかたちを今までとっていなかったというのが一つあります。というのが事業をするにあたっては組織立てをしていただいてその中で補助の方をやっておりますけど今回につきまして新規就農者というのは個人になっていきます。そちらの方に補助を出すというかたちがまず一点ございせんけど、後はその金額の方になります。金額自体も事業をたててされるわけですから、また機械等の導入というかたちになっておりますので金額の方も高くなっているところがございます。ただ金額につきましてまいぶん〇〇さんも公庫の方と話されてまいぶん落とされた結果が今あがっている数字になっているところなんです。そこに対します補助というのもやはり事業費が高ございせんので合わせて補助金の方も高くなっているというのが実情であります。ですので個人に対する分のそれだけの事業費というのを出すことが妥当かどうかというのも踏まえて皆様のご意見をというところになったところでもあります。今まで団体の方で出した金額と同じぐらいの金額を個人の方に出すというような内

容になりますのでその辺がどうかというところもありますけど、やはり新規就農というかたちで今まで農業の経験がない方が佐々町で初めて農業をやりたいという事で意欲を持っていらっしゃるということもありますし、農業経営をされてる方の確保というところでもしっかり確保に結びつくのではないかと考えております。もちろん対象の方も若いという事もありまして高齢化の分の少しの歯止めになるのではないかというふうにも見れますのでこちらの方としては是非ともこの計画の方を進めたいというふうに考えているところです。補足は以上になります。

議長（藤永 九市君）更に補足説明がございましたけど、いかがでございますか。

8番（池田 邦義君）8番。ちょっとお尋ねします。この事業ですが、新規就農者のミニトマト、これに関して何ですけど県の補助の上限が1千万という事です。今年10月から消費税が上がります1割、そういうのも考えて1千万なのか町の補助が1/5となっています。これ金額が3,250万で計算してありますけどこれ4,000万になった場合でも佐々町は1/5を補助するのですか。そこら辺はどうなのですか。消費税等も含めた金額がでているのかなと。それと結局新規就農者に対して私は賛成なんですけど、将来を見越して大丈夫なのかなと。結局担保というのは何もないわけですよ、新規就農者に対しての。そこら辺がちょっと、地の人であれば不動産関係いろいろお持ちであると思います。それがなく新規就農者、全くの就農者がやられるというのは町としても県としても新規就農者というのは今は新聞沙汰で農業の後継で新聞にも載ってるように人手不足で大変だと思いますけど、推進することは良い事ですけど、一つの博打じゃないかなと私は思うんです。それをいかにどう言う風に皆さんでバックアップしていくのかそこら辺の計画もあられると思うんですけど町としてはそこら辺はどうなんですか。一応お聞きしたいです。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。只今の8番委員の意見としましては今後の見通しも含めての質問だと思いますが、ご答弁できますか。

産業経済課（上野君）回答できる部分でお答えさせていただきたいと思います。まず4,000万でも1/5の補助を出すのかという事でございますが事業のこちらA4に書いてある補助率等で1/5上限額を国・県等の補助金額と同額までとするという事でございますので、この部分でいきますと4,000万の1/5でありますと800万円は町の負担は1,000万を上限として補助をするというかたちで考えています。（私語あり）また担保がないという事で地元の人であれば信頼もあるのではないかとございましては本当におっしゃる通りでございます。こちらとしてもその方が本当に熱意があられるのかそういう事につきましては農業委員会さんもありますし県の方と農協さんとかいろんな方の意見を聞きながら

この方が本当に大丈夫なのかを判断した後に認定をしてその後もフォローアップに努めて行ければと考えております。今の段階ではすみませんそこまでしか申し上げられないのですが、そのように考えております。

5 番（築城 武美君） 5 番。手続き論のところなんですけど基本的にはこれは補助金交付規則の改正がでてくるんですか。補助金交付規則の中でこの要領は満たされるんですか。1,000万だとか言ってる金額。初めてのところは。もう一つは予算が決まると町長が予算提案を議会にするんですよね。この事業としてこうやりたいんだ、中身はこういう事だってやるんですよね。その時に議員さんに説明する資料として本当に整ったのかというのがちょっと気がしておりますその辺は補助金交付規則なるものの改正は必要ではないのかという見当はどうなのでしょう。現金を渡すというその規則は例がないとおっしゃったので大丈夫かなという気がしております。

産業経済課（上野君） 補助金交付規則につきましては佐々町は他の補助金もありましてそれも全て佐々町補助金等交付規則に基づいて行っております。補助金等交付規則は補助金を申請があったら交付して下さいと段階が書いてあるものでございまして今の部分につきましては補助金交付規則を改正する必要はないと考えております。要綱を整理することで補助金の動きにつきましては補助金等交付取得に基なって行っていくというかたちになります。また議会に向けて資料が出来ているのかという事でございますが、ちょっとすみません、その部分につきましては皆様にまだ分かりやすいような資料作りになっていないのも今のところ現実のところでございますので、議会に向けてこの事業がうまく円滑に議会で決まるようにこちら資料を作って準備をしたいと考えております。以上です。

5 番（築城 武美君） 5 番。いつから開始しようと考えて、ようするに平成31年度からやるという事は4月1日スタート。そうすると議会は3月の議会しかないですよね。そこに間に合わないのであればこれは6月議会、9月議会、12月議会と延びていくんですよね。そうすると予算はいつの時点で承認ができるのかとなるとおそらく今の議論では来年の骨格予算を決めた時、議会提案できるとそんな気がしていて、この人は今年からやりたいんだとおっしゃっているだろうけどそこは制度として追いついて行かん部分がありますよね。その辺を少し整理したらどうかなあと気がします。以上です。

産業経済課（上野君） すみません、こちらにつきましては今度の3月議会上程で当初予算で要求をしております。3月議会が3月下旬に行われますのでもしそれで可決されれば31年度4月から施行というかたちになります。以上です。

議長（藤永 九市君） はい、5番委員さんそれでよろしいでしょうか。皆さん大体おわか

りの通りだと思います。当初予算議会3月にあります。5日から始まるんですけどこの予算審議につきましてはおそらく15日頃中旬ころに入るという事になります。それに上程するという前提のもとにこのように担当課として今検討しているという状況下にあります。当然執行案として町長案として上程されるという事になるわけです。その前段で皆さま方の意見をお聞きしてそして皆さま方に賛同していただければ一つのバックアップとして力強く新規就農者に対しての支援をやるのだという事を示したいというのが目的だと私は解釈しているわけです。だから皆さま方がこれはどうにもならない、認められないという事であれば産業経済課としては非常に困るわけでありますから一つ皆さま方の審議を尽くしていただいでできますならば全会一致で後押しをという事で皆さま方が承認いただければいいんじゃないかなと思うんですけどそれにちなんで皆さま方からご意見をいただいで、できますならばまとめたいところと思っています。したがってどうぞ皆さま方いろいろあると思います。確かに今まで個人的にこういうふうな補助金の多額な金っていうのは今まであったことありません、過去に。ご存じの通り農業を推戴している中で新規就農者とういのは非常に重宝に大事にやっへ行こうというのが国、県、町にしても根本的な考えがあるわけです。農業委員としましてももちろん認定農業者新規参入等の意欲のある方は担い手の養成確保と支援を許可するとうたっているのですから農業委員としては全面的にしないとしないようになっていまして、できますならば皆さま方いろいろ審議を尽くしながら全員揃ってこの事業について後押しをしていただきたいなというふうに私の立場からでもそういうふうを感じるわけでございます。どうかその点をくみ取りいただきまして皆さま方の同意を頂きたいなところと思っていますがいかがでしょうか。他にございませんか。はい、どうぞ17番さんお願いします。

17番（湯村 速雄君）17番。処分についての質問なんですけど減価償却のまだ残っている間の自らの処分は何か制限されてるとうたっていると思いますけど、健康上の理由とか採算制で途中から廃業したいというかたちになった時に次の方へすぐ継承できるような決まり、今度の利用者との決まり事とかはうたっているんですか。

議長（藤永 九市君）只今の事わかりますか。万が一そういった実態もありえんと限りませんのでそういった時はどういうふうに対応するかという事だと思いますが。

産業経済課（上野君）ちょっとすみません。先ほどの事も湯村議員さんのおっしゃる事も本当そういう事も想定されると思いますが今のところそこまでの継承等の具体的な所まで話がいったない状況でございますので、その辺も案がとおったのちにはそのような所も関係機関とも含めて検討していきたいと考えています。

議長（藤永 九市君）17番さんそれでよろしいでしょうか。今の答えで。8番さん何かどうぞ。

8番（池田 邦義君）8番。これは2軒あるとおっしゃいましたね。もう1軒はどこにあるんですか。このミニトマトは分かるんですけど。あと1軒はどこかあるんですか。

産業経済課（上野君）あと1軒はイチゴの新規就農という事で地域おこし協力隊の方が計画されていたんですが事業規模と融資額の関係の兼ね合いからちょっと判断が難しいという事になりましたので今回は取下げた来年任期満了までに再度内容を検討するという事で今回2軒のうち1軒、イチゴの分については取り下げたという事でございます。

産業経済課課長（藤永君）補足の方でちょっと説明させていただきます。ご質問いただきましたもう1軒の方につきましては、今説明した通り協力隊員の新規就農というかたちを考えたところなんですけど、現在協力隊員については一応3名おりますけどそのうちの1名が来年の1月末までで任期を迎えてしまいます。ですのでそれまでには目的でありました就農というのを考えていくかたちでしておりましたけどイチゴの方をしたいという事もありまして、それが定植を考えますと9月の方から就農できればいいんじゃないかというかたちで進めていたんですがやはり事業費を考えてみますと新規にいろんな機械等を導入するとなればかなりの金額になりまして、計画をする中でもやはりすぐに就農に結びつけるのは難しいんじゃないかという事になりました。それで結果どうしていくのかというのを今後検討していくという話になっておりますけどやはり新規の分で全てをそろえて実施するというのは難しいというのが今の所わかっているところでございます。じゃあどういったかたちの就農ができるのかというのを考えるとやはり中古のハウスを使ったり、そういったかたちでの負担の軽減を考えながらしないといけないんじゃないかというところに至っておりますので今後そういったかたちの就農を計画していくというふうに考えておりますのでこれに至りましてはみなさんのご協力を頂きながら進めていきたいと思っております。というのも今言いましたその中古ハウスにつきましてどういったところが計画でされないとかいうのがあればそういったところを活用させていただきたいというのがありますのでその点につきましては皆さんの協力を頂きながら実施できればと思っております。今現在は一人のところでお話をしておりますけど、後残る二人の方もおりますがもう一人もイチゴの方をしたいというふうな考えをもっているところでもありますので近い将来にはまたそういった話も出て来るかと思っておりますのでその点につきましてはまたご協力をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

議長（藤永 九市君）はい、以上です。いかがでしょうかみなさん。

3番（濱野 努君）3番。私はこのミニトマトをする方とは地元なので良く見かけておるところでございます。私も見た限りでは本当に今のところでは真面目にやるぞという雰囲気毎日生産の方に来て頑張っておられます。農地の選定あたりもずっと自分も携わってきまして近隣の挨拶からかれこれはやっているところではございますが本当に意欲は十分に持ってらっしゃいます。池田委員さんがおっしゃられたそっちの方も心配はあるんですが、今のところはとにかく前向きに進んでおられると私も思っておりますので、私としては協力してあげたいなというところでございます。身近におりますのでもう一方もそうなんですけど、その方は今考え中という事でとにかくこの水谷さんミニトマトをされる方については信用していきたいと思っております。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございます。只今貴重なご意見をいただきました。おっしゃいますように、先ほど申し上げましたようにご本人に来ていただいてお話した時に目の色が違っておられましてこれにかけているんだという思いがものすごく受け取れました。この人だったら間違いはないとお会いした時に感じたわけで、事務局長とそういうふうにしたような次第でありました。間違いはないと確信しているところでもあります。皆さま方から前向きに全会一致で支援しようという事で合意いただきたいと思っております。他にご異議がございませんでしたら、まとめたいと思っております。はいどうぞ。

4番（藤永 茂君）4番。参考意見で聞いていただければと思います。私も今農業人口が少なくなっていく中で新規農業で取り組まれるという事に対しては非常に賛成をしております。応援していかなければいけないと思っております。ちょっとお尋ねしたいのがこの計画書の中で31年度から始まって34年にまた計画があがっております。この計画をまた次3年後に計画をするとした時にこのような町の予算も補助の対象となるものかという事と、もう一点佐々町にも新規就農以外に農家も後継者として頑張っておられる方もたくさんおられます。新規就農者に対してはこのような助成があるわけなんですけどその他意欲を持った農業後継者がたくさんおられる中でこういうふうな助成対象になるものがあるか、そういうのがあれば折角農業を意欲を持ってされている方の意欲向上につながるのではないかと思うのでちょっとお尋ねします。

産業経済課（上野君）はい、まず一点目ですが3年後補助対象となるのかというご質問ですが、やはりこちら事業実施条件が県の事業に基づいたものになっておりますが県がもしかしたら突然止めるとか言う場合もあります。なんとも言えない状態で

すがもちろん続いて行くようであれば町としても後押しして、こういう事で新規就農が繋いでいければ続けていきたいというふうに考えていきたいと思います。また新規就農者以外の補助対象となりえるのかという事ですが今回につきましてはこの新規就農者で要望させていただきたいと思いますが、あとその他後継者方とかそういったメニューも今後も検討しながら事業に取り組めるようであれば次回以降に各市町の状況を緩和しながら進めて行ければと考えております。以上です。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。

4番（藤永 茂君）この対象者の方に事業内容の方に園芸ハウス、生産管理施設、共同利用機械施設等とありますがこの他にも対象事業があるのですか。それと我々農業委員とか農業している人はこの方々にも大変応援をしようという気持ちを持っております。新規就農者の方も佐々町の中に溶け込んで一緒に農業をしようというような気持ちを持てるような、町としても体制作りをして頂かないと、我々と交流ができませんのでその辺の交流も支援をお願いします。

議長（藤永 九市君）はい、貴重なご意見ありがとうございました。おっしゃる通りだと思います。ちなみにこの方については長与出身で佐々に在住をすると人口も増えます。新規就農として農業を専業としてやっていこうという考えでおられるようです。是非とも支援の体制を整えたいと思っておりますので他になればそれでよろしいでしょうか。何かありますか17番さんどうぞ。

17番（湯村 速雄君）17番。先ほど課長が新規就農と中古施設という話をされたと思いますけど、〇〇さんが使っていたハウスは利用状況はどうなっているか分かればお尋ねしたいです。

議長（藤永 九市君）はい、ありがとうございました。（私語あり）

産業経済課課長（藤永君）只今のご質問ですけど、現在はうちの協力隊の1人西君がおりますけどそちらの方が研修の方にはずっと入っておりますのでその方で研修の所の場所にさせていただいているというかたちで今は入っているかたちです。（私語あり）今現在は〇〇さんのところの研修というかたちになっておりますので、〇〇司さんの所を引き継いで〇〇さんが研修というかたちで教えていただいているかたちになっております。

議長（藤永 九市君）17番さん只今の回答でよろしいでしょうか。はいありがとうございます。恐れ入ります、時間もだんだん過ぎてきているようでございます。結論を急ぐわけではありませんけどご異議がなければいろいろ審議も尽くされたと思っています。これを採決するという事ではございません。そういったものではありません。ただ皆さんできますなら全会一致で支援を行うというふうに承認をいただ

くというかたちになるかと思っております。ただかたちだけじゃなくて今後ともいろいろと皆さま方から助言なり協力いただきながら新規就農者を助けていく必要があるだろうと思っておりますのでここでまとめたいと思います。この新規就農者に対する佐々町新構造改善加速化支援事業についてこれは農業委員会全会一致で支援をするという事で皆さんご承認をいただけますでしょうか。できますならば拍手でも決めたいと思います。いかがでしょうか。よろしくお願いします。(拍手) ありがとうございます。強固したわけではございませんけどそういう事で農業委員会としましては全会一致で。

5番(築城 武美君) 今、支援をするという思いを拍手という事になりましたので、一つは改正農業委員会法による意見書の提出という上告が出来ておりますが折角ですから決議という事ではなくて農業委員会は何月何日こういうふうな会議にもって支援をしていく意思確認をしたぐらいの文章を町長宛てに事務局長作られて出されてはどうでしょうか。と思っておりますいかがでしょうか。

議長(藤永 九市君) はい、ありがとうございます。その通りだと思います。意見書を作成しまして提出するようかたちをします。それでよろしいでしょうか、皆さん。ありがとうございます。そういう事でございますので産業経済課の皆さんどうぞ心強く今後の予算獲得に向けて議会に向けて頑張ってくださいという事を申し上げ、この協議事項を終わらせていただきたいと思っております。長時間ありがとうございます。(私語あり)

産業経済課(上野君) 今、中間管理機構での契約を今進められていると思っておりますけど、利用金設定で機構を通す分は週明け始めまでに提出をお願いしたいと思っております。5月認可に遅くても3月上旬までに出さない間に合いませんので週明けまでに提出をお願いしたいと思っております。もしも手続き的に間に合わないという事であれば今までの機構集積計画書に記入してもらっていただきますようお願いいたします。その分については3月の総会までに提出をお願いできればと思っております。後、別件で今日農地集積助成金について中間管理機構をかえして利用権設計を受けられた方については通知を出しております。交付申請の締切をちょっと締切が早いですが来週の木曜、2月28日までという事ですのでもしお尋ねになられた際はその旨ご回答をお願いしたいと思います。尚、皆さまのおかげをもちまして町の目標面積14ヘクタールを達成いたしました。この場を借りてお礼を申し上げます。どうもありがとうございます。

17番(湯村 速雄君) 17番。農地が相続が進んでないところを中間管理機構をお願いしようとしているんですが兄弟仲が悪かったり連絡が取れなかったりしてなかなか

か承諾がもらえない場合は納税の義務をもって中間管理機構との契約ができるようには佐々町の規約というか改正はできないものでしょうか。

産業経済課（上野君）中間管理機構につきましては今も相続が出来ていない物件もあると思いますけどそれにつきましては通常相続人の過半数以上の同意、2/3以上ですか、どちらかだったと思うんですけどすみません、過半数以上か2/3以上の同意があれば署名印鑑があれば利用金設定が相続人代表者の方にできるという流れになっております。相続人ができないとかなかなかおられないという事であればそれについてはすみません今度基盤強化法の方で法律の改正があって、今そこは答えができませんので法律の辺りを調べてからご回答できればと思っております。すみません以上です。

議長（藤永 九市君）はい、それでよろしいでしょうか。（私語あり）そういう事でございますのでよろしくお願いいたします。これ以上ありませんか、よろしいでしょうか。それではいろいろ意見が出ましたけど、皆さま方長い時間に渡りましてご審議ご協力いただきました事お礼申し上げます。今日は申し上げましたように協議事項につきまして産経の方から説明いただきそして新規就農者に対しましての支援をやるという事で皆さんに全会一致で意見をまとめていただきました事を感謝申し上げます。どうぞ今後とも皆さん方の農業委員会の活動なり推進員の活動ご尽力いただきます事をお願いしながら本日の第11回の総会を終わらせていただきたいと思います。本日はありがとうございました。これで散会いたします。

（ 閉 会 午後3時50分 ）

上記のとおり相違ありません。

会

長

藤永九市

会議録署名委員

濱野努

会議録署名委員

築城武美